

平成24年第18回

荒川区教育委員会定例会

平成24年9月28日

於) 特別会議室

荒川区教育委員会

平成24年荒川区教育委員会第18回定例会

1 日 時	平成24年9月28日	午後3時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 委 員	小 林 敦 子 青 山 侖 高 野 照 夫 高 田 昭 仁
4 欠席委員	教 育 長	川 寄 祐 弘
5 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 社 会 教 育 課 長 社 会 体 育 課 長 指 導 室 長 南 千 住 図 書 館 長 書 記 書 記 書 記 書 記	谷 嶋 弘 佐 藤 泰 祥 丹 雅 敏 平 賀 隆 山 本 吉 毅 泉 谷 清 文 武 井 勝 久 小 堀 明 美 瀬 下 清 大 谷 実 湯 田 道 徳 渡 部 由 香

(1) 報告事項

ア 学校選択制度について

イ 平成24年度における荒川区立小中学校の研究活動について

ウ 国・都等の表彰等における区民の受賞について

エ 第3回定例会について

(2) その他

委員長 それでは、ただいまから荒川区教育委員会第18回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日、教育長が欠席のため、4名出席でございます。

会議録の署名委員は、青山委員及び高野委員をお願いいたします。

教育部長、あいさつをお願いいたします。

教育部長 本日、教育長は欠席でございますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長 7月6日開催の第13回定例会の会議録、及び7月27日開催の第14回定例会の会議録が机上に配付されております。

次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに確認し、何かお気づきの点があれば事務局まで連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、報告事項が4件でございます。

初めに、「学校選択制度について」、御説明をお願いしたいのですが。

教育総務課長 すみません。学務課長が所用で退室しますので、最後の順番でよろしくをお願いいたします。

委員長 わかりました。

続きまして、「平成24年度における荒川区立小中学校の研究活動について」、御説明をお願いいたします。

指導室長 それでは、「平成24年度における荒川区立小中学校の研究活動について」、御報告させていただきます。

A3の縦の資料を用意させていただきました。小中学校34校、すべての学校で校内研究主題を設けまして、また教科・領域等を定めまして、研究を進めております。

その中で、特に学校名の右側に研究指定というところがありまして、東京都の指定を受けている内容が、一番上の瑞光小学校の人権尊重教育。人権尊重教育につきましては、6番の第六瑞光小学校、8番の第二峡田小学校、それから、第一中学校で、東京都の指定を受けて、人権尊重教育の研究を行っている学校が4校でございます。

同じように、東京都の指定といたしましては、9番の第三峡田小学校の東京都スポーツ教育推進校というのがございます。これが小中で7校、指定を受けております。

それから、もう一つ、東京都の指定といたしましては、20番の第一日暮里小学校、言語活動、これは24番のひぐらし小学校と2校、指定を受けております。これは東京都の方からそれぞれ、補助費等予算がつきまして、研究を進めている内容でございます。

それから、荒川区の指定といたしましては、4番の汐入小学校、それから5番、汐入東小学校、第三中学校を指定しております小中一貫教育、それから、7番の峡田小学校、及び6校してあり

ます授業力向上プロジェクトといったもの。それから、16番の尾久第六小学校を指定しておりますが、英語教育の研究指定。これにつきましては、尾久六、三日、第七中学ということで、英語の教育の研究を進めているところでございます。

都の指定、区の指定につきましては、そういった形になっておりますが、特に一番右側の研究発表日ということで、本年度につきましては、3校、研究発表を行う予定でございます。第二峡田小学校の人権尊重教育が11月29日、それから第三日暮里小学校、これは幼稚園も連携を図りながら、12月6日に研究発表を行います。それから、第一中学校が2月19日に同じく人権尊重教育で発表を行う予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

青山委員 指導室の方で、この研究指定欄が空白である学校について、積極的に国なり都なりの制度をとってこようとか、そういう考えはありますか。

指導室長 国や都の指定につきましては、基本的には、なるべく受けられるものについては受けるような姿勢で、手を挙げさせていただいているところです。あわせて授業力向上プロジェクト等につきましても、なるべく広く、今までやっていない学校に対しても受けるように進めてまいりたいと思っております。

委員長 すみません。ちょっと教えていただきたいのですけれども、研究指定、東京都のかなりありますけれども、これはほかの自治体と比べるとどうなのですか。多いと考えてよろしいのでしょうか。

指導室長 自治体によっては都費で出るので、いったんは区で費用を出さなければならないのですが、そういった費用を対応できないような区もあって、なかなか受けづらい区もあるようですけれども、本区はそういったこともないので、多目に受けさせていただいていると認識しています。

委員長 そうですか。東京都と書いてあっても、やはりそれに、東京都もお金を出し、区の方もお金を支出すると。

指導室長 全額、都から出るので、いったん区の方で予算を組んで出して、後から入ってくるといったような。

青山委員 東京都の配付が、遅いのですよね。

指導室長 そうです。

委員長 なるほど。そういうことですか。

これは研究発表日が予定されている学校は、今年度、終了ということですか。必ずしもそうではないのですか。

指導室長 今年度までのところで、一回、発表はしますけれども、その後、継続的に人権教育は、また進めて参りますし、いったんそこで切って、また新たな研究といったようなケースもございます。

委員長 そうですか。

青山委員 この制度の個々のこの研究課題が、それが理由かどうかはわからないのですけれども、国の補助金一般について言うと、実に配付が遅いのです。国から都道府県への配付が遅いので、都道府県から来る市町村も遅いのですね。国の補助金がつくものは、極端な話、4分の1しか国が補助金の中身を出さないのに、半年後ぐらいに年度が始まってくるから来るようなものも、この制度かどうかかわからないですが、一般論で言うと多いのです。

したがって、結局、決算をしてみると、東京都が富裕県なのに、結構、国の補助金をもらっているではないかという話をよく言われるのですけれども、もらいに行けるのが東京都だけみたいな場合もあるのですね。資金繰りが苦しい県は、国の補助金が逆に遅いからもらいにくいという、そういう問題もあるのですね。そのぐらい国は遅いのです。一般論ですけれどもね。

だから、この制度について言うと、ちょっと国が関与しているかどうかは制度によって違うのですけれども、荒川区がやはり、区として財政的な配分で積極的だと、こういう東京都の補助金ももらいやすいということは、一般的な傾向としてはありますね。

委員長 そうですか。

高野委員 これは、中学校各校に対しての研究活動についての補助が出るのだと思うのですが、この荒川区教育委員会で問題にしている、今年度の目標でもあります、4、5の第五中と第七中の学力向上。七中の場合は、英語教育の授業力向上ということですが、これをやはり荒川区全体として、横断的なテーマとして、これはボトムアップの方であるのか、あるいは、ほかの方法があるのか。この1年生の問題、2年生の学力をアップさせる中学校としての対策、そういう研究活動というのは、どういう分野でやっていただければ一番いいのかということなのです。校長会ですか。

指導室長 荒教研であると、学校単位ではなくて、例えば教科ごとに、例えば中学校であれば、中学校の国語の先生方が集まって、国語の学力向上のための研究をすとか、そういったことは荒教研ではやっているところです。

高野委員 そうですか。

指導室長 校長会、副校長会でも、そういった学校経営であるとか、学力向上であるとか、テーマを決めながら全体的な視野からの研究は行っております。

高野委員 この研究活動とは別に、横断的な研究会をつくってくださると、とてもいいと思います。中学校では、国語と数学が重要ですし、英語についても小学校から力を入れていますが、小

学校では、そういう横断的にやるような共通項目はございますか。

指導室長 ただ、英語活動なんか本区は進めておりますので、これはやはり各校共通に教員の力を高めていかなくてはいけないところなので、それこそ荒教研の英語部などで研究を進めているところですよ。

高野委員 荒教研。そこにあるんですね。わかりました。

高田委員 研究指定を受けた学校は、一つの目的のために、学校全体が一つになって、いい研究発表をしてくれるなというも思っているのです。研究指定を受けていないところも研究主題というのは、ちゃんと欄があるのですけれども、指定を受けなくても各学校の目標というのは、この研究主題があるということですか。

指導室長 そうです。それで、通常の予算で校内研修費というようなことで、講師を呼ぶような費用は全校にもついておりますので、プラスして、そのパワーアップであるとか、厚くしたいというところは厚くしたいといったようなことで研究を進めております。

高田委員 指定を受けると発表するのが義務だけれども、指定を受けていないと発表はしなくてもいいということですか。

指導室長 ここでも指定を受けているところは、全部発表しているわけではないので、必ず指定を受けると発表しなくてはならないということではございません。

高田委員 これは、期間は2年とか3年とか決まっているのですか。

指導室長 内容によります。授業力向上プロジェクトなどは、1年ごとの指定をさせていただいております。

高田委員 それと、スポーツ教育というのが、小学校が5校、中学校2校あるのは、スポーツ基本法ですか、あれに伴って、こういうのがたくさん増えたということですか。

指導室長 そうですね。東京都の方で、やはり力を入れております。

高田委員 みんな東京都ですね。

指導室長 はい。増やしてくれているのかと思います。

委員長 すみません。ちょっと教えていただきたいのですけれども、指定を受けても発表する場合と発表しない場合があるということなのですが、やはり発表した方が、力がつくような気もするのですけれども、どういったことから発表しなかったというケースが想定できるのですか。

指導室長 発表することで、なかなか手を挙げられないといったようなケースもございます。ただ、それは紙上発表することによって、校内の研究を深めようといったような動きで活性化することもあるので、やはり発表した方が望ましいとは思いますが、それがあから、じゃあ研究指定を受けられないといったような学校に対しても、指定を受けられるようにというのが、授業力向上プロジェクトなどは、そういった意味で、必ず発表しなくても指定をするようにとい

うようなことで、やらせていただいております。

委員長 そうですか。

指導室長 ただ、やはり発表があった方が、先生方のまとまりも強いかなという気はいたします。

委員長 そうですよ。せっかく予算もつくわけですよ。

指導室長 そうです。

委員長 そうであるならば、もう少し発表されるといいのかなという、そんな気がいたしますね。

指導室長 増えるように、また働きかけて参りたいと思います。

委員長 そうですね。

高野委員 これは、助成金はとれたのですか。

委員長 はい、予算が。

この研究活動というのは、やはり教育の基本かと思しますので、今後とも充実させるように御尽力いただければと思います。

では、よろしいでしょうか。

続きまして、「国・都等の表彰等における区民の受賞について」、御説明をお願いいたします。

社会教育課長 「国・都等の表彰等における区民の受賞について」、御報告をさせていただきます。

表彰等の種類でございますが、平成24年度東京都功労者表彰の文化功労でございます。表彰者は東京都知事でございます。

内容につきましては、東京都の区域において、顕著な功績又は模範として推奨するに価する業績若しくは徳行のあったものを表彰する制度でございます。

受賞者でございますが、石塚昭一郎さんでございます。所属団体としては、荒川区文化財保護審議会の委員でございます。

表彰の対象となった活動・功績等でございます。

石塚さんは平成9年4月から10年間にわたりまして、荒川区文化財保護条例に基づく、文化財保護推進員として、また、19年6月からは荒川区文化財保護審議会の委員、「郷土史・伝統工芸担当」として現在に至っているところでございます。また、荒川ふるさと文化館の建設にも尽力され、同館の運営にも積極的に協力をいただいているところでございます。

さらにでございますが、荒川区の指定無形文化財（裁鋏）の保持者でもあり、荒川区の文化奨励団体の荒川区伝統工芸技術保存会の運営にも携わっていただきまして、副会長、会長等を歴任し、現在、顧問をしていただいているところでございます。荒川区の文化財の特徴であります伝統工芸技術の保存・普及に貢献したということが功績、活動となっております。

表彰式等につきましては、10月1日月曜日午前11時から、東京都庁第一本庁舎5階の大会

議室で開催される予定でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

高田委員 以前は、地域文化功労賞と言っていたけれども、「地域」というのが抜けたのですか。

社会教育課長 今は東京都の功労者表彰という形になってございます。その中の文化功労という形で。ほかにも地域功労とか、地方自治体功労とかいうのがありますが、その中の文化功労という扱いになってございます。

委員長 石塚さんですけれども、いろいろと荒川のために御尽力いただいているので、本当によかったなと思います。

社会教育課長 本当に。頭が下がる思いでございます。

高田委員 とてもすばらしいです。

委員長 すばらしいです。

高田委員 うれしいです。

青山委員 鉄の石塚さんでしたか。

社会教育課長 はい。

委員長 そうです、鉄の。

青山委員 民生委員児童委員連合会の会長を東京都でやっていた方ですよ。

委員長 そうですか。

青山委員 ええ。ホームレス協議会にいつも出ていただいています。

委員長 そうですか。

高田委員 民生児童委員は奥さんの方でしょう。

教育部長 石塚さん御本人もです。

高田委員 御本人も。

教育部長 そうです。ずっと。

高田委員 御夫婦でいろいろな地域のことをやっちらっしゃる。

青山委員 奥様もそういうことをおやりになっているのですか。

高田委員 ええ。

委員長 では、よろしいでしょうか。

では、続きまして、「第3回定例会について」、御説明をお願いいたします。

教育部長 それでは、私の方から、24年の第3回定例会の一般質問に対する答弁を御紹介させていただきます。

今回、自民党の服部敏夫議員、それから共産党の横山幸次議員、そして自民党の若林清子議員

の御三方の議員さんから、御質問をいただいております。

まず、服部敏夫議員でございますが、テーマが防災教育についてということで、防災教育のさらなる充実を図って、地域の防災力を高めるため「地域と学校」が一体となった「中学生と地域が連携した消火活動」を広げていくことが必要であるという御質問でございます。

これに対して答弁でございますが、東日本大震災後、さまざまな場面や状況を想定した避難訓練ですとか、全校に配備したD級ポンプによる消火訓練を実施するなどの改善を図るとともに、防災教育の副読本「3.11を忘れない」とか、「安全教育プログラム」等を活用するなど、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育の充実に取り組んでいる。

荒川区職員ビジネスカレッジの講演では、釜石市の川崎教育長から、中学生が地域のお年寄りなどに避難を呼びかけたり、小学生の手を引いて避難したりするなどして、多くの命を救ったとの話を聞いた。改めて中学生が地域の防災に果たす役割が明らかになったものと受けとめている。

新たな取り組みとして、南千住第二中学校において、震災時に、お年寄りの避難誘導や炊き出し準備などの避難所運営のお手伝いをする、レスキュー部の活動も始まっている。

教育委員会としては、「学校と地域」が一体となった防災教育の充実を図り、万一の際には、町会や消防団の御協力を得ながら、地域の一員として消火活動などの能動的な行動がとれる中学生の育成につながるよう取り組みを進めていくという御答弁を差し上げてございます。

続きまして、横山幸次議員でございます。

御質問の趣旨でございますが、誰もが人間らしく生きることができる地域社会をつくるためにということで、いじめも含めた数値目標化とか、学校選択制、教員評価システムなどを過度に競争的な手法を見直して、いじめ問題の隠蔽を生まない、学校、教師、地域が一体となって解決に取り組める環境をつくっていくことについてということです。

それに対する御答弁でございます。教育委員会では、毎年学期ごとに実態調査を行い、いじめが解消していないケースについては、指導主事等を派遣するなどした結果、最新の調査で認知した39件のいじめについては、8割で解消し、残りの2割についても鎮静化した上での経過観察中となっている。

学校と地域及び家庭が一体となり、「いじめ問題」に取り組む環境をつくることは、いじめの「未然防止」や「早期発見・早期対応」といった観点から極めて重要である。

教育委員会としては、今後も学校と地域及び家庭の関係を深めながら、いじめ問題などの解決に取り組んでいく。

なお、学校選択制については、学校に活力を与えるものとして、また教員評価システムについては、教員の資質向上を図るシステムとして、ともに適切に機能しているものと認識しているという御答弁を差し上げてございます。

続きまして、若林清子議員の御質問でございます。

荒川区のスポーツ振興についてということで、スポーツ振興の意義と具体的な取り組みについてということでございます。これについては区長から御答弁を差し上げてございます。

荒川区におけるスポーツ振興は、これは重要な区政の課題であると心得ております。スポーツの語源は楽しみという意味でございますから、楽しみながら副次的効果として健康増進につながるとということで、指導員を充実したり、施設をどう確保していくかということは大変重要だと思います。

先般、体育協会から2万人を超える署名をちょうだいし、第二体育館もつくってほしいという御要望ですが、これにつきましては区の財政事情も御指摘のようにございますし、用地をどうするかということ、つまり、どこにつくるかということで、PFI構想に絡められるかということもございますので、まずは慎重に検討していくということで、検討組織を後ほど教育部長から正式に答弁させますが、つくるべきだという考えを持っております。

それから、オリンピックの招致運動につきましては、本日、東京都から特別枠100万円の追加がございました。これは私どもが宝くじの売上金から、オール東京で1億円を協会と東京都に寄附いたしました。それとは別枠で東京都から23区については100万円の機運醸成経費を、きょう、たった今、その御連絡がありましたので、こういうことを踏まえて、オリンピックの誘致に向かって努力をし、また、スポーツ祭も大成功に終わらせたいと考えておりますという御答弁でございます。

次が、若林清子議員のそれに関連する御質問ですけれども、荒川区スポーツ振興基本計画の策定についてでございます。

区では、荒川区基本計画において、生涯スポーツの促進として、区民のスポーツ実施率の向上などを指標として定め、平成20年から10年間を計画期間とする荒川区生涯学習推進計画に基づき、子供の運動能力アップや総合型地域スポーツクラブ育成支援など、計画的に施策を進めている。

国では、スポーツ基本法に基づき、今年の3月にスポーツ基本計画を策定した。子供のスポーツをする機会の充実や国際競技力の向上など、今後10年間の基本方針を掲げている。

また、都では、平成20年に東京都スポーツ振興基本計画を策定し、さらに今年3月には、全国で初となる東京都障害者スポーツ振興計画を策定した。都の両計画とも、だれもが生涯を通じてスポーツに親しむことにより、健康的で豊かな人生を楽しむことができるようにということを基本理念としている。

教育委員会としては、このような国や都の新たな計画も参考としながら、質問にあった、区独自のスポーツ振興に関する計画の策定についても検討していくという御答弁を差し上げてござい

ます。

続きまして、同じく若林議員の御質問でございます。第2スポーツセンターの設置についてということでございます。

荒川総合スポーツセンターは、年間約50万人の方々にご利用いただいている。近年では、土曜日、日曜日の大体育室について、イベントや大会の開催要望も多く、スポーツ競技団体が大会を開催したくても、会場の確保が難しくなっており、第2スポーツセンターの整備を求める声も寄せられている。

第2スポーツセンターを整備するためには、まとまった広さの用地と多額の建設費用を要することから、用地等の情報や整備手法など十分に調査研究し、検討を重ねていく必要がある。

教育委員会としては、区内の運動施設全体について、現状や課題を精査し、整理しているところであり、今後は、第2スポーツセンターについて検討する組織を改めて設置し、施設の利用状況や近隣区との比較等も行い、必要性や整備の方向性などを検討していく考えであるという御答弁を差し上げてございます。

今回の第3回定例会における一般質問の答弁は以上でございます。よろしく願いいたします。委員長 では、ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

青山委員 はい。答弁はすばらしいと思います。練り上げられていますね。

委員長 それでは、最初の報告に戻ってよろしいでしょうか。最初の報告、「学校選択制度について」、御説明をお願いいたします。

学務課長 「学校選択制度について」でございます。教育委員会事務局に検討委員会を設置いたしまして、学校選択制度の実施状況や就学状況等を検討し、学校選択制度について必要な見直しを図りたいと考えてございます。

記載してございませんが、まず学校選択制度でございますけれども、導入の初期の目的でございますけれども、児童や生徒が自分に適した学校を選択することによって、意識を持って学習活動や学校行事に取り組み、自分の能力を伸ばしていくこと、また、学校においても、それぞれ魅力や特色ある学校づくりに取り組み、学校の活性化を図ることというのが目的として導入されてございますけれども、現在、これについては制度としても、その目的を達成し続けていると考えてございます。

それから、効果といたしましても、後ほど説明させていただきますけれども、区内への就学率が向上しているということからも、効果があると考えてございます。

それから、保護者の方の意見といたしましても、この制度については賛成の意見が多いということから、この学校選択制度については引き続き継続していくというのが基本的な考え方と思っ

てございます。

しかしながら、検証の理由というところに掲げてございますけれども、議会などでも学校と地域のつながりを重視する傾向であるとか、あるいは、児童生徒の通学における安全の確保が問題視されている中で、改めて学校選択制度の実施状況等を検証し、必要な見直しについては図っていきたいということでございます。

学校選択制度の実施状況について、資料に基づいて説明させていただきます。資料1を御覧ください。

保護者から希望校申込書を提出いただく際に、併せてこの制度についてアンケートを行っているところでございます。

左が小学校、それから、右が中学校になってございます。

まず、上からですけれども、入学年度ごとに20年度生から今年度の24年度生まで、継続的に示させていただいてございます。

24年度のところでいきますと、まずはこれ、回答率ですけれども、86%という形になってございます。

一番下のところが、まず制度の、この学校選択制に対する賛成の意見でございますけれども、下から三つ目でございますけれども、この制度については全体といたしましては63%の方に賛成していただいていると。それから、中でも、その下でございますけれども、学区域内を希望されている方では60%、それから、学区外を希望された方については70%の賛成になってございます。同様に、中学校も60%を超える賛成が得られているという状況でございます。

それから、上の方に行きまして、希望校を選んだ理由をちょっと御覧いただきたいのですが、小学校では全体を通して見ても、学区外それから通学区域内を希望された方を見ても、一番の理由に挙げているのは距離ということで、学校が近いところを選んでいくというのが傾向として大きい状況になってございます。

一方で、中学校の方ですけれども、全体といたしましては、やはり距離を理由に選んでいるというのが1位でございますけれども、通学区域外を選んでいるところでは、やはり部活動を見て選んでいるというのが1位になっているということで、小学校と中学校では大きくは距離で見えていますけれども、中学校の場合は、やはり部活というところが小学校とは違いが出ているという状況になってございます。

続きまして、別紙2-1を御覧ください。学校選択制導入前後の就学動向の推移という形で、まとめさせていただいてございます。

小学校は平成15年から学校選択制を導入したところでございまして、それ以前の14年のところでございますけれども、この上から三つ目、最終就学率という形で示させていただいていま

すが、これが89%でございました。それが以降上がりまして、24年度でいきますと91.5ということで、この制度を入れてから、やはり区内への就学率が向上しているという状況でございます。

同様に、中学校の方も最終就学率のところを見ていただきますと、平成13年には62.4%でしたけれども、平成24年度では73.5%ということで、就学率は上がっているということで、この制度としても機能しているのではないかと読み取ってございます。

続きまして、別紙2-2というところで、学校選択制希望校申込状況というのを御覧ください。

こちらでは、ちょっと視点といたしましては、通学区域のお子さん、それから、通学区域からの就学状況等について、御説明させていただきます。

まず小学校のところの入学者数でございますけれども、この表では申込者数ということで、全体としましては1,294人に対しまして、学区内の学校へ就学した方はBになります。Bは、1,062人で、82.1%になってございます。区域外から区域外の学校へ就学された方は、D欄の232人ということで17.9%になります。ここの表の中にはございませんけれども、この区域外の小学校に就学いたしました232人のうち、約90%の209人は、実はやはり距離ということで、隣接する通学区域に就学しているという状況です。

ということで、多くは区内全部の学校から選んでいいですよという制度になってございますけれども、実態としては学区内、それから隣接する学区に多くの方が就学されているということで、かなり遠くまで行っているという状況は見受けられないということになってございます。これは、選択理由で先ほど説明したのと傾向としては合っていると考えてございます。

続きまして、2-3ということで、一方、中学校の方でございます。入学者数は、Fの欄で1,075人でございます。これに対しまして、通学区域内の中学校に就学したのは、Bの欄の863人ということで、こちらは81.3%、区域外の中学校に就学したのはBの欄で212人、17.9%になってございます。

区域外の中学校に就学した状況は、中学校の方は、やはり隣接する学区に限っていないということで、隣接する学校は、ここには出ていませんけれども、161人ということで75%、結構、そういう意味では、中学校については部活動とかで選んでいるというところもあって、遠くの学校まで通っているというお子さんもいらっしゃるというのが状況になってございます。

こういう状況の中で、先ほど御説明させていただきました検証の理由にもございますけれども、こういう地域、あるいは通学における安全というところを、こういうようなところからも、どういふふうに見ていくかということで、この制度の見直し点などについて検討委員会を設置して、改めて検証し、考えていきたいということでございます。

検討の委員会でございますけれども、名称といたしましては、学校選択制度検討委員会といた

します。

会の位置づけとしては、内部検討委員会といたしたいと考えてございます。

検討事項といたしましては、学校選択制度の実施状況や就学状況等を検証し、学校選択制度について必要な見直しを提言するという形で、体制といたしましては、教育委員会の事務局、並びに小中学校の方から校長先生、それからPTA会長にも入っていただきたいと考えてございます。そのほか外部の識者と地域関係者ということで、学識経験者の方、それから、連合会の町会の方に入ってください、進めていきたいと考えてございます。

検討のスケジュールでございますけれども、来月10月に検討委員会を立ち上げまして、学校選択制度の実施状況等を報告し、検証をいただき、12月に第2回ということで、見直しの方向性等を取りまとめていただきたいと考えてございます。

1月に入りまして、庁内調整並びに、この教育委員会の方にも御報告をさせていただきまして、内容について詰めていきたいと考えてございます。

2月に入りまして、議会の方に報告し、25年度から必要な見直しについて進めていきたいということで考えてございます。

きょうは先生方にも、この設置に当たりまして御意見等も伺いながら、進めていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

教育部長 若干、補足をさせていただきます。本日、先生方の御手元に配付した資料の中に、小学校と中学校の学校案内を配付させていただきました。来年の春の就学に向けて、いよいよ学校選択制度が実際に動き出すということになります。合同説明会等、いよいよ始まるということになります。

この学校選択制度、今年度の学校選択制度を始めるに当たって、文教・子育て支援委員会に御説明を差し上げた際に、今、各区で若干、学校選択制度については見直しの動きがございます。全区的な選択範囲を一定のブロックに変えたり、隣接学区に変えたりするような動きですとか、あるいは、もう学校選択制度そのものをやめてしまおうという極端な区も出てきております。その理由としては、地域のコミュニティを希薄にしてしまうですとか、あるいは、通学の安全面を考えて、やはり小学生の方については範囲を狭くするとか、そうしたような配慮も一定されて、見直しも図られているということです。文教・子育て支援委員会に諮りましたときも、教育委員会としても、制度発足当時のままの運用で続いてきていますので、若干、見直しは必要だろうという御答弁を差し上げてございます。そうした関係もあって、今般、来月から検討委員会を立ち上げますので、それに先立ちまして、教育委員の先生方の忌憚のない御意見をちょうだいできればと考えてございます。よろしくお願いいたします。

委員長 御意見、御質問などございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

青山委員 小学校と中学校の現在の学校ごとの通学区域って、いつ決めたのですか。

学務課長 通学区域変更は.....。

青山委員 毎年、変更しているわけではない。

教育部長 違いますね。

学務課長 大分前からこの状態で、最近は汐入東を立ち上げたときに変更しました。

青山委員 汐入東のときに変更したのですか。

学務課長 はい。

青山委員 コミュニティと確かに学校は密着しているのですけれども、コミュニティの区域割と最初から一致しているわけではないのですよね。

教育部長 おっしゃるとおりです。この間もこんな例があったのですが、峡田小学校に行ったときに校長から、すぐ目の前にあるようなマンションが、実は隣のひぐらし小学校の学区域で、あそこのマンションの子供たちは、ほとんどがうちに通ってくるというのです。確かに、ひぐらし小学校は人気があるのですけれども、やはりすぐそばに峡田小学校があるわけですから。そうすると、学区域そのものも、併せてやはりそういうところは直していく必要があるのかなと思っております。先ほども状況を御説明差し上げましたように、85%以上の子供たちが、自分の学区域の学校を選択して、残りの15%のうちの4割以上のお子さんが、距離で隣接区を選んでいるということは、今の峡田小学校の例のように、学区域そのものをやはり見直していく必要はあるのかなと思っております。とはいえ、100%完全な学区域はあり得ないので、なるべくそうしたところを目指していきます。

高田委員 学区域は、昔の行政区をもとにしてやっているから、尾久は尾久で、日暮里は日暮里で。峡田の目の前のマンションというのは、行政区が日暮里だから。だから、峡田は三河島の学校だから、目の前でもう、荒川の隣、北区に学校があるからといって、違うでしょう。それと同じことだから、そこを変えてしまうと、お祭りだとか何とか、文化圏が全然違ってしまふから、学校が近くにあるからって。それでも、こっちに来てもいいよと言っていけばいいのだけれども、学区域変更になると、大変難しい問題になるという。

教育部長 ただ、今の場所の場合には、町会は通りを挟んで両方、同じ町会だったのです。そういう例もあってですね。だから、コミュニティをどこで捉えるかということはあるのですけれども、町会レベルで考えれば、必ずしも先ほど青山委員から御指摘があったとおり、町会割と学区域は必ずしもイコールではないので。もちろん、なるべく配慮をして学区域は決めてきているのだと思うのですが、若干は微調整をしていく必要性はあるのかなという認識は持っておりますけれども。

青山委員 荒川区の場合は、ある意味、学校選択制に問題があるというよりも、学校選択制はう

まく機能していて、逆に学区域だとか学校の位置だとかに対して、これが学区域の学校に行くのが適当でない子供たちなり父母が判断した場合に、それを調整できる制度だと考えると、むしろ現実的に理解しやすいですね。

教育部長 おっしゃるとおりで、今の小学校、中学校の実態を見ていると、制度の使われ方としては、現実的に合理的に皆さん、使われてきているのかなという印象は持ってはおります。

青山委員 あと、もちろん、コミュニティという要素もあったかもしれないですけども、生徒がたくさんいた時代には、学校の収容能力との関係で、ある程度、学区域が決まった時代もありましたよね。だから、むしろ学区域の方が、学校選択制という制度よりも学区域の方が、もしかしたら柔軟にもうちょっと対応しているのかもしれないですよ。ずっと動かしていないわけですからね。今、さっき、高田委員が言われたような、そういうふうな関係で問題があるかどうかということは、ちょっと言えるかもしれないです。

高田委員 四中だけが、かわいそうなのですよ、学区域が。三河島というだけで、こんなに長いところから、こっちの方からここに行かなければならない。一中は南千住だからそっちへ行けない。範囲がこっちだというのが。これはちょっとかわいそうだなと思います。

青山委員 そうですね。

教育部長 そういう調整弁の役割も、この選択制度が実際には果たしてきているのですが、やはり本来であれば、なるべく一番近い学校、合理的な学区域を組むのが、やはり一番大もとだとは思っております。

青山委員 そうですね。現実には支持率も高いですし、学校選択制そのものに対しては、それから、いつかも言ったかもしれないですけども、江東区がこの学校選択制の見直しをした途端に、逆に区域外に行く子が多くなったと。つまり、ほかの学校を選べるというのを初めて知ったと。学校選択制の見直しが話題になったので。というようなケースもあったぐらいですから。でも、あの場合に見直しといっても、たしか、あまり飛んだところに行くのは好ましくないという制限をしたのですよね。

教育部長 他区の状況を見ていると、やはり一定、ブロック制をとったり、隣接学区に限定するような動きをとったりしているところが多いです。荒川区の例を見ても、先ほど言ったように9割以上の児童は、自分の学区域又は隣接のところへ通っているので、あえてここで誤解を招くような、全区をエリアとするような選択制でいいのかどうなのか、そこは少し検討の余地があるのかなと思っています。小学校の場合ですけども。

委員長 ちょうどこの制度が始まったのが平成15年ですので、今年で10年ということ。10年の節目ということなので、その段階で再検討するというのは、とてもいいことであると思っています。

また、先ほどの課長の御説明の中で、基本的には継続する方向であるとおっしゃったのですが、やはりこのアンケート結果を見ても、かなり賛成が高いですね。小学校にしても。これはやはり踏まえて、検討していく必要があるのではないのでしょうか。

学校選択については、いろいろなメリット、デメリットがあるのかなと思うのですが、このアンケート結果を見ていると、学区域校を選ばなかった理由として、児童数が少ないというのが結構ありますね。やはり同じ決められた学区の学校が少ない場合に、親としては、考えてしまうところもあると思うのです。児童数は、ある程度いた方が、学校としては活気が出ますし、そういったことも踏まえつつ、検討していただければと思います。

教育部長 この学校選択制も決して本当に100点満点の制度ではないので、マイナスのところは、今、委員長から御指摘があったとおり、小規模校になってしまうと、なかなか抜け出せなくなってしまいう傾向があるというのは、やはり一つの課題ではないかなと思います。私どもも、なるべく小規模校に対しては支援をして、少しでも多くの児童・生徒が集まるような働きかけはしているところなのですが、例えば規模が小さい学校で、保育園から、あるいは幼稚園から、「あの子が行くなら、私は行かない」みたいな話の影響をやはり大きく受けてしまったり、そういう例もあるというのは、正直、マイナス面であることは事実かと思えます。

ただ、基本は、学校選択制で移動する児童や生徒だけにターゲットを当てるのではなくて、やはりきちんと自分の学区域の学校に通う際も、選択制のふるいをかけて、フィルターを通して、親と児童・生徒が、自分の行く学校について考えるという機会を与えるというのは、極めて大きな役割なのかなと思っておりますので、基本的には選択制については、やはり維持をしていきたいと思っております。

委員長 学区内のすべてのお子さんが行っても、1クラスしかできないという学校というのは結構ありますか。

高田委員 第一日暮里、第二日暮里は、駅前のところだから住民が少ないのです。

教育部長 六日もそうです。

委員長 そうですか。

教育総務課長 別紙2-2を見ていただきますと、Aのところです。通学区域内の入学対象者数（4月1日現在）。Aのところの人数で、1年生ですと35人以下のところは、どうしても1学級、全員が通学区域内の方がいても1学級という形です。

委員長 1学級しか維持できないということですね。そうですか。わかりました。

教育総務課長 ですから、これでいきますと、二瑞ですとか六瑞、二峡、三峡もそうですね。あと、一日、二日、六日というところがやはり入学対象者数自体が少ないという形になっています。

委員長 そうですね。

教育総務課長 学校選択制度なのですけれども、小学校に導入したときに、私も担当だったものですから、小学校に導入するに当たりまして、区域を全部にするのか、隣接にするのかということにつきましては、随分議論がありました。ただ、学校の特色を捉えて、児童の行きたい学校に行けないということと安全性と、そちらをどちらにとろうかということで、いろいろ議論があったことはあったのですけれども、それであれば、やはり子供たちの行きたい学校が選べる方がいいのではないかとということで、最初はスタートしたという形になってございます。

また、兄弟・姉妹の関係につきましても、中学校が先にスタートしましたので、小学校について兄弟・姉妹をどうするかということも、いろいろ議論があったのですけれども、当初はやはり上の子が行っているのに、同じ学校に行けないのは、やはり小学生だと小さいので、兄弟一緒に行った方がいいのではないかと結論でスタートはいたしました。ただ、途中で、兄弟・姉妹については、公平性ですとか、そういった観点があったので、途中で見直しをしてきたという経緯がございますので、今回の選択制については、ここでもう一回、検証していくということが……。現実に10年間やってきまして、傾向ですとか、そういったものがわかっておりますので、検証する方がいいかなと考えてございます。

委員長 そうですね。よろしいですか。

高野委員 一つ、質問があります。体制の方ですが、(4)の体制、1ページ目ですね。そこで、メンバーですが、もう少し地域の方は、PTA会長1人ということですが、こちらの意見は要らないですか。

教育部長 一応、連合町会長さんにお加わりをいただくことになっています。

高野委員 連合町会長も。

教育部長 はい。連合町会長です。たまたま今の連合町会長さんは、PTA会長や子供会の活動なども盛んにされていた経験もございますので、よく荒川区の子供たちの様子を御理解いただいている方ですので、そういう点では適任かなという感触は持っているところでございます。

高野委員 コミュニティ全体をよく理解している人ですね。

教育部長 はい。

委員長 よろしいですか。

高野委員 はい。

委員長 それでは、よろしいでしょうか。

予定しておりました事項は以上ですが、事務局より連絡事項等ございますでしょうか。お願いいたします。

教育総務課長 本日、ニュースがありまして、荒川区ではないのですけれども、本日の午前7時55分ごろ、東京都板橋区高島平の区道で、信号機のない横断歩道を渡っていた小学校2年生の

方が、バイクにはねられて頭などを打って、搬送先の病院で間もなく死亡したということで、警視庁の方から教育委員会の方に、今、通知がございまして、先ほど各学校の方に、児童・生徒に指導を、注意するようということで通知を差し上げたところでございます。

通学路の安全につきましては、4月の京都府の児童の列に自動車が入った事例がありまして、5月には文部科学省の方から、通学路の安全についてしっかりするようという通知がございました。そういった通知を受けまして、荒川区だけではなくて、全国で警察と緊急の合同点検をなさいますということで通知がありましたので、この8月に警察と、学校、それから道路管理者の方で緊急の合同点検をしたところでございます。そういった合同点検をしまして、対策が必要な箇所については、順次、対策をしていくという取り組みをしていたところでございまして、大変残念な事故だなと考えてございます。

荒川区といたしましても、8月に点検をしたところ、60カ所のところに点検をした結果、道路上の安全表示ですとか、歩道が狭いですとか、それから横断歩道を設置してほしいとか、そういった御要望ですとか箇所がございましたので、そういったことにつきましては、道路管理者と警察と詰めまして、順次、対策をとっていきたいと考えてございます。そういった一報がございましたので、教育委員会に報告をさせていただきます。

以上でございます。

それから、教育委員会の日程でございますけれども、10月12日でございます。こちらにつきましては、大変恐縮でございますけれども、場所が議員待遇者控室ということで、3階の西側になります。なお、10月12日につきましては、小林委員長の委員長の任期が10月19日となっておりますので、次回の教育委員会で、委員長の改選につきまして御審議の方をよろしくお願いしたいと考えてございます。

高野委員 早いんですね。1年ですか。

教育総務課長 10月26日の金曜日でございますけれども、こちらにつきましては、皆さんのお話がございましたとおり、尾久八幡中学校で実施することになりました。八幡中の授業を視察しまして、それから建設中の新校舎を御覧いただきまして、そちらで教育委員会を開催したいということでございますので、詳細につきましては、次回の教育委員会で示させていただきたいと考えてございます。

あと、裏面でございますけれども、11月17日土曜日、10時から、汐入小学校の10周年記念行事がございます。本日、御手元の方に御案内を差し上げているかと思っておりますけれども、後ほど出欠の確認をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

委員長 ほかに何かございますでしょうか。

では、ないようですので、以上をもちまして、教育委員会第18回定例会を閉会いたします。
本日は、お疲れさまでございました。

了